

催事等における 主催・共催・協賛・後援 規程

第一条 目的

この当規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本法人」という。）が、主催、共催がする催事、及び他団体が主催する催事における「本法人」の関与（協賛、後援）の基準および承認手続きを定めることを目的とする。

第二条 定義

1)「主催」とは、本法人が事業の主体となり、本法人の責任においてその催しを開催することをいう。すなわち本法人が催しの企画から運営まで予算を含め全ての責任を有する。

2)「共催」とは、本法人を含む複数の団体が催しの事業主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものである。

3)「協賛」とは、本法人以外の第三者が開催の主体となる催しについて、本法人が趣旨に賛同し、金銭又は物品等の支援などによりその実行を助けるものである。

4)「後援」とは、本法人以外の第三者が開催の主体になる事業について、本法人がその催しの趣旨に賛同し、名義の利用を許可し応援することをいう。

第三条 適応基準

1)主催及び共催

本法人が催しを主催、共催する場合には、次に挙げる事項(a～e)に則っていることを基準として、個別に判断する。

- a) 本法人の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- b) 営利を目的とする事業ではないもの。
- c) 特定の団体の宣伝など、少数者の利益を目的としないもの。
- d) 公益性があると認められるもの。
- e) 共催者と本法人の間に利益相反上の問題が認められないもの。

2)協賛及び後援

本法人以外の団体等が主体となる事業に関して、協賛または後援の依頼があった場合には、次に挙げる事項(a～e)のいずれも満たすことを基準として、個別に判断する。

- a) 本法人の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- b) 営利を目的とする事業ではないもの。
- c) 特定の団体の宣伝など、少数者の利益を目的としないもの。
- d) 公益性があると認められるもの。
- e) 開催者と本法人の間に利益相反上の問題が認められないもの。

第四条 申請・手続き

- 1) 本法人が催しを主催する場合には、理事会で開催を決定する。
- 2) 第三者主催の事業等に関して本法人が共催・協賛・後援の依頼を受けた場合には、原則として開催日の1ヶ月前までに、その主催者から申請依頼書を提出いただき、本法人の理事会で審査し、代表理事が第三条の基準に則り承認の可否を判断する。
- 3) 代表理事によりその催し等の主催者に対して結果を通知する。
- 4) 第三者団体は催しが終了後、速やかにその実施報告書を本法人に提出する。

第五条 規程の変更

本規程は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。